

芦屋町公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋町公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年芦屋町条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募公告)

第2条 前項の規定による公告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の管理の期間
- (3) 指定管理者が行う業務
- (4) 指定管理者の要件
- (5) 指定管理者の候補者の選考に係る審査の方法及び基準
- (6) 管理の対価の支払方法
- (7) 費用負担しなければならない危険負担の範囲
- (8) 事業報告書の作成及び提出
- (9) 募集の期限
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長又は教育委員会が特に必要と認める事項

2 ただし、施設の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合や、その他特別な事情があると町長又は教育委員会が認める場合には、公募によらないことができる。

(指定管理者の指定等の公告)

第3条 町長又は教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。